

議案第 99 号

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年12月2日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 一般職の職員に係る給料表及び勤勉手当等の支給月数を改定するためである。

流山市職員の給与に関する条例及び流山市一般職の任期付職員
の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
(流山市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 流山市職員の給与に関する条例(昭和26年流山市条例第5号)
の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第1
号中「100分の80」を「100分の90」に改め、同項第2号
中「100分の37.5」を「100分の42.5」に改める。

附則第8項中「100分の1.2」を「100分の
1.35」に、「100分の80」を「100分の90」に改
める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,600	178,200	227,900	261,100	287,100	317,700	361,800	407,300
	2	142,700	179,900	229,500	263,000	289,300	319,900	364,400	409,700
	3	143,900	181,600	231,000	264,800	291,600	322,200	366,900	412,200
	4	145,000	183,300	232,600	266,900	293,700	324,400	369,500	414,600
	5	146,100	184,800	234,100	268,700	295,700	326,600	371,500	416,500
	6	147,200	186,600	235,800	270,600	298,000	328,600	374,000	418,800
	7	148,300	188,400	237,300	272,500	300,300	330,800	376,300	420,900
	8	149,400	190,100	238,900	274,600	302,500	333,000	378,800	423,100
	9	150,500	191,700	240,300	276,700	304,600	335,100	381,300	425,100
	10	151,900	193,500	241,800	278,700	306,900	337,300	384,000	427,200
	11	153,200	195,300	243,400	280,800	309,100	339,400	386,600	429,300
	12	154,500	197,100	244,800	282,800	311,400	341,600	389,300	431,400
	13	155,800	198,700	246,300	284,800	313,500	343,500	391,700	433,100
	14	157,300	200,500	247,800	286,900	315,600	345,500	394,000	434,900
	15	158,800	202,300	249,100	288,900	317,800	347,600	396,200	436,900
	16	160,400	204,100	250,500	290,900	319,900	349,600	398,600	438,900
	17	161,700	205,800	252,000	292,900	322,000	351,400	400,400	440,800
	18	163,200	207,600	253,700	294,900	324,000	353,400	402,400	442,600
	19	164,700	209,400	255,400	297,000	326,100	355,200	404,300	444,400
	20	166,200	211,200	257,200	299,000	328,100	357,100	406,100	446,100
	21	167,600	212,600	258,800	301,000	330,000	359,100	408,000	447,900
	22	170,300	214,400	260,600	303,100	332,100	361,000	409,800	449,400
	23	172,900	216,100	262,300	305,100	334,100	363,000	411,600	450,800
	24	175,500	217,900	264,000	307,200	336,200	364,900	413,500	452,300
	25	178,200	219,600	266,000	309,000	337,700	366,900	415,300	453,700
	26	179,900	221,300	267,900	311,100	339,600	368,800	416,800	455,000
	27	181,600	222,900	269,700	313,200	341,500	370,800	418,300	456,300
	28	183,300	224,500	271,500	315,200	343,400	372,800	419,900	457,500
	29	184,800	226,000	273,200	317,100	345,100	374,300	421,500	458,500
	30	186,600	227,700	275,100	319,100	347,000	376,100	422,800	459,200
	31	188,400	229,300	277,000	321,200	348,900	377,900	424,100	460,000
	32	190,100	230,900	278,700	323,300	350,700	379,500	425,300	460,700
	33	191,700	232,200	280,400	324,700	352,600	381,300	426,500	461,400
	34	193,200	233,700	282,300	326,700	354,400	382,700	427,800	462,200
	35	194,700	235,100	284,100	328,600	356,200	384,200	429,100	462,900
	36	196,200	236,400	286,000	330,700	357,900	385,800	430,300	463,500
	37	197,500	237,700	287,600	332,600	359,300	387,200	431,500	464,000
	38	198,800	238,900	289,300	334,500	360,600	388,400	432,300	464,600
	39	200,100	239,900	291,100	336,500	362,000	389,600	433,100	465,200
	40	201,400	241,100	292,900	338,400	363,400	390,700	433,900	465,800
	41	202,700	242,400	294,600	340,300	364,700	391,800	434,500	466,300
	42	204,000	243,600	296,300	342,200	365,600	393,000	435,200	466,800
	43	205,300	244,800	297,900	344,000	366,700	394,200	435,900	467,200
	44	206,600	246,100	299,500	345,900	367,800	395,300	436,600	467,500
	45	207,800	247,000	301,200	347,400	368,600	396,000	437,400	467,800

再任職員以外の職員

46	209,100	248,400	302,900	348,800	369,500	396,700	438,200
47	210,400	249,800	304,500	350,300	370,400	397,400	438,600
48	211,700	251,300	306,200	351,800	371,300	398,100	439,300
49	212,800	252,700	307,300	353,400	372,200	398,700	439,800
50	213,900	254,100	308,800	354,200	373,000	399,300	440,200
51	214,900	255,500	310,300	355,400	373,800	399,800	440,600
52	216,000	256,800	311,900	356,400	374,600	400,200	441,000
53	217,100	258,000	313,500	357,300	375,300	400,600	441,400
54	218,100	259,300	315,100	358,400	376,000	400,900	441,800
55	219,000	260,700	316,700	359,300	376,700	401,200	442,200
56	220,000	262,000	318,200	360,400	377,400	401,500	442,500
57	220,600	263,300	319,700	361,300	377,900	401,800	442,800
58	221,500	264,400	320,900	362,000	378,500	402,100	443,200
59	222,300	265,700	322,100	362,700	379,100	402,400	443,500
60	223,200	267,000	323,300	363,400	379,800	402,700	443,800
61	223,900	268,000	324,000	363,800	380,200	403,000	444,100
62	224,900	269,100	324,900	364,400	380,900	403,300	444,500
63	225,700	270,400	325,700	365,100	381,500	403,600	444,800
64	226,600	271,700	326,500	365,800	382,100	403,900	445,100
65	227,300	272,800	327,400	366,100	382,500	404,200	445,400
66	228,100	273,800	327,800	366,800	383,100	404,500	
67	229,000	274,800	328,500	367,500	383,700	404,800	
68	230,100	275,900	329,300	368,200	384,300	405,100	
69	230,800	277,100	330,100	368,500	384,700	405,300	
70	231,500	278,100	330,800	369,100	385,200	405,600	
71	232,100	279,000	331,500	369,800	385,700	405,900	
72	232,900	280,000	332,200	370,400	386,300	406,200	
73	233,700	280,700	332,700	370,700	386,600	406,400	
74	234,400	281,600	333,300	371,300	387,000	406,700	
75	235,100	282,300	333,800	372,000	387,400	407,000	
76	235,700	283,200	334,400	372,600	387,800	407,200	
77	236,400	284,200	334,700	373,000	388,100	407,400	
78	237,200	285,000	335,200	373,500	388,400	407,700	
79	238,000	285,800	335,600	374,100	388,700	408,000	
80	238,700	286,600	336,100	374,600	389,000	408,200	
81	239,400	287,400	336,500	375,100	389,200	408,400	
82	240,100	287,900	337,000	375,700	389,500	408,700	
83	240,800	288,300	337,500	376,200	389,800	409,000	
84	241,500	288,800	338,000	376,500	390,000	409,200	
85	242,100	288,900	338,300	376,900	390,200	409,400	
86	242,800	289,300	338,700	377,400	390,500	409,700	
87	243,500	289,500	339,200	377,800	390,800	410,000	
88	244,200	289,900	339,600	378,200	391,000	410,200	
89	244,900	290,100	339,900	378,600	391,200	410,400	
90	245,400	290,300	340,300	379,100	391,500		
91	245,800	290,700	340,800	379,500	391,800		
92	246,300	291,000	341,200	379,900	392,000		
93	246,600	291,300	341,400	380,200	392,200		
94			341,800	380,700	392,500		
95			342,300	381,100	392,800		
96			342,700	381,500	393,000		
97			342,800	381,800	393,200		
98			343,300	382,300	393,500		
99			343,700	382,700	393,800		

	100			344,000	383,100	394,000			
	101			344,300	383,400	394,200			
	102			344,700	383,900	394,500			
	103			345,100	384,300	394,800			
	104			345,500	384,700	395,000			
	105			346,000	385,000	395,200			
	106			346,400	385,500	395,500			
	107			346,800	385,900	395,800			
	108			347,200	386,300	396,000			
	109			347,700	386,600	396,200			
	110			348,100	387,100	396,500			
	111			348,400	387,500	396,800			
	112			348,700	387,900	397,000			
	113			349,200	388,200	397,200			
	114				388,700				
	115				389,100				
	116				389,500				
	117				389,800				
再任用職員		186,900	214,400	254,400	273,800	288,900	314,300	356,000	389,100

第2条 流山市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項第1号中「100分の90」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の40」に改める。

附則第8項中「100分の1.35」を「100分の1.275」に、「100分の90」を「100分の85」に改める。

(流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成16年流山市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	372,000
2	420,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第8条第2項中「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定(流山市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))別表第1の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定(流山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特

例に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第7条第1項の改正規定に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は平成28年4月1日から、第1条の規定（給与条例別表第1の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定及び第3条の規定（任期付職員条例第7条第1項の改正規定を除く。）による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

（平成28年4月1日前の異動者等の号給の調整）

- 3 平成28年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例又は第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例又は第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

議案第 100 号

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条
例を別紙のとおり制定する。

平成28年12月2日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 常勤の特別職の職員及び教育長の期末手当の支給月数を改定
するためである。

流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和52年流山市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の215」を「100分の225」に改める。

第2条 流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の200」を「100分の205」に、「100分の225」を「100分の220」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

（旧流山市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（平成27年流山市条例第2号）附則第3項の規定によりなお効力を有するものとされる旧流山市教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和52年流山市条例第7号。以下「旧教育長給与条例」という。）の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の215」を「100分の225」に改める。

3 旧教育長給与条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の200」を「100分の205」に、「100分の225」を「100分の220」に改める。

（適用）

4 第1条の規定による改正後の流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定及び附則第2項の規定による改正後の旧教育長給与条例（以下「改正後の旧教育長給与条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

5 改正後の特別職給与条例の規定及び改正後の旧教育長給与条例の規

定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の流山市特別職の職員の給与及び旅費に関する条例の規定及び附則第2項の規定による改正前の旧教育長給与条例の規定により支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例及び改正後の旧教育長給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 101 号

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年12月2日提出

流山市長 井崎 義治

提案理由 流山市議会議員の期末手当の支給月数を改定するためである。

流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年流山市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の207.5」を「100分の217.5」に改める。

第2条 流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の192.5」を「100分の197.5」に、「100分の217.5」を「100分の212.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成28年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の流山市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。